

須坂市孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進協議会設置要綱の一部を次のように改正する。

令和 7 年 7 月 29 日

須坂市福祉課長

須坂市孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱

須坂市孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進協議会設置要綱）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

No.	所 属	職 名	備 考
1		健康福祉部長	会 長
2	健康福祉部	高齢者福祉課長	
3		健康づくり課長	
4	市民環境部	市民課長	
5	社会共創部	人権同和・男女共同参画課長	
6	教育委員会	学校教育課長	
7		子ども課長	
8	関係団体	須坂市社会福祉協議会事務局長	
9		須坂市生活就労支援センター所長	
10		須高地域総合支援センター所長	
11	学識経験者	民生委員（主任児童委員部会長）	
12		民生委員（高齢者福祉部会長）	
13		㈱ドリームシード	
14		長野人権擁護委員協議会須高支部 人権擁護委員	
15		NPO法人 P・Kパラダイス 代表	
16		一般社団法人古民家再生プロジェクト 代表理事	
17	事務局	福祉課長	事務局長
		福祉課庶務係	
		福祉課保護支援係	

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 29 日から施行する。